

申告は期限内に忘れずに

税務課(文化センター内) ☎(88)9124

●申告相談の期日と会場

月日	会場	対象地域	受付時間
8日(水)・9日(木)	稲田公民館	稲田地区	午前9時～ 11時30分 午後1時～4時
10日(金)・13日(月)	小塩江公民館	小塩江地区	
14日(火)～16日(木)	仁井田公民館	仁井田地区	午後1時～4時
17日(金)～21日(火)	岩瀬農村環境改善センター	岩瀬地域	
22日(水)～24日(金)	長沼保健センター	長沼地域	※3月7日(火)、 8日(水)は午後 7時まで延長
27日(月)～3月1日(水)	大東公民館	大東地区	
3月2日(木)～15日(水)	中央公民館	市内全域	

※各会場とも土・日曜日、祝日の申告相談はありません。
※申告相談期間中、税務課での申告相談はありません。

1月下旬にお知らせ

昨年、市の相談会場で「市・県民税申告書」を提出した人には、今月下旬に通知します。通知が届かなくても申告が必要な人や、指定された日に都合がつかない人は、右の表で日程を確認の上、申告してください。

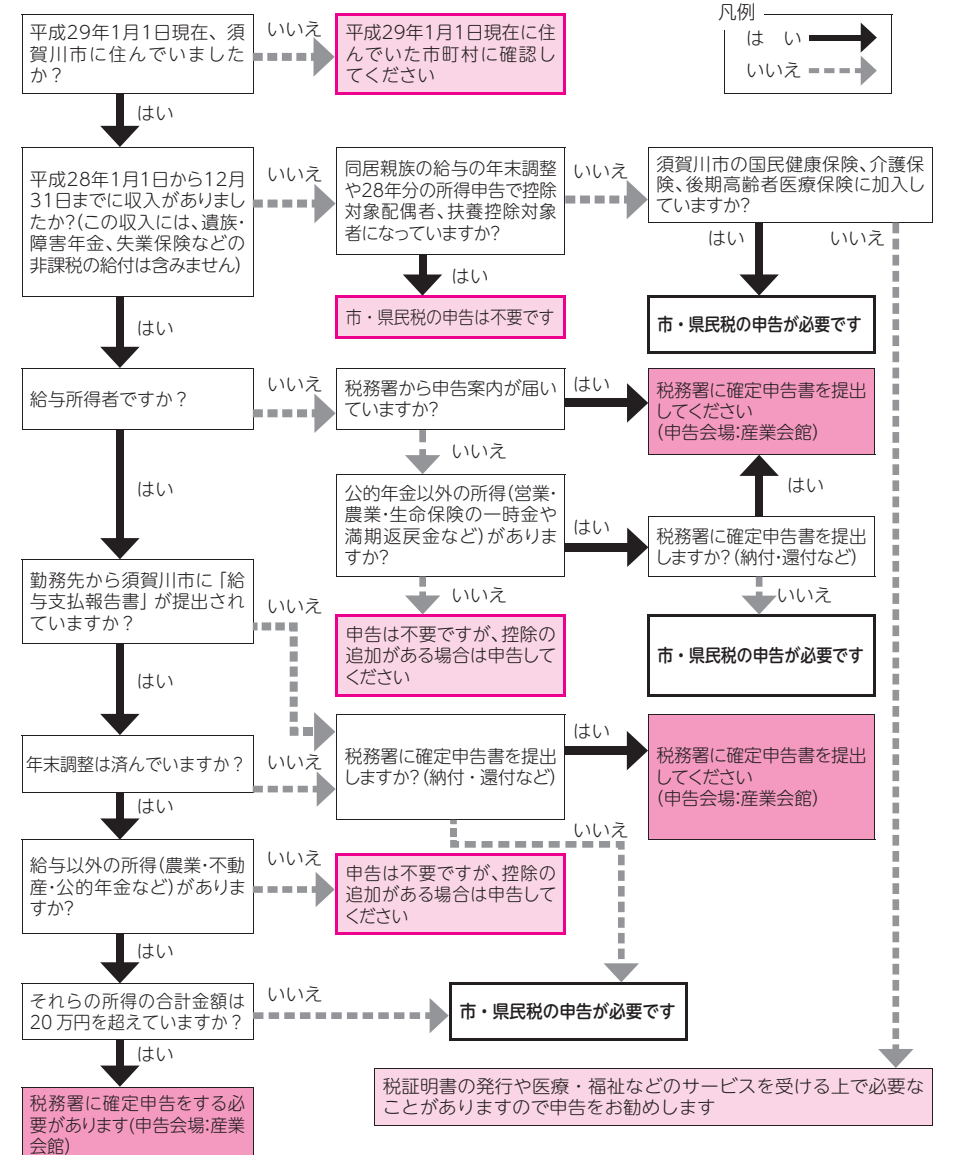
市・県民税の申告相談が必要な人

平成29年1月1日現在、本市に住所または居所を有し、

次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。
 ▼給与収入や公的年金収入のほか、農業、営業、不動産などの収入があった人
 ▼給与収入のみでも、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されない人
 ▼平成28年に会社を中途で退職し、年末調整が済んでいない人

市・県民税の申告が必要な人は、次のいずれかに該当する人は、市・県民税の申告が必要です。
 ▼生命保険の一時金、満期返戻金の収入があった人
 ▼遺族年金、障害年金などの非課税年金受給者や、昨年中収入がなかった人で税法上の扶養になっていない人
 申告が必要かどうか迷ったときは、右の図または下の内容をご確認ください。

●申告相談の判断基準「申告が必要? 不要?」



主な収入が公的年金の人も申告が必要と場合があります

①～③に該当する人は、申告が必要になります。必ず申告してください。

①年金の合計金額が400万円を超える人
 ②扶養すべき親族がいる人
 ③公的年金以外に他の所得があった人
 上記以外でも、控除の追加があるときは申告してください。

※年金額が次の金額を超える、市・県民税を課税されることがあります。
 65歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ) 148万円
 65歳未満(昭和27年1月2日以降生まれ) 98万円

須賀川税務署からのお知らせ

2月16日(木)スタート

確定申告は産業会館へ

税務課 ☎(88)9124

●申告には本人確認書類が必要です

1 本人が申告書などを提出するとき(ア～ウのいずれかの組み合わせの書類)

区分	番号確認	身元確認
ア	個人番号カード(うら面で番号確認、おもて面で身元確認)	
イ	通知カード	官公署発行で顔写真のある書類(1つ) ●運転免許証 ●パスポート など
ウ	または、個人番号記載の住民票の写し	官公署発行で顔写真のない書類(2つ) ●公的医療保険の被保険者証 ●年金手帳 ●顔写真のない学生証・社員証・資格証明書など ●母子健康手帳 ●納税通知書 ●国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 など

2 代理人が申告書などを提出するとき(ア、イのいずれかの組み合わせの書類)

区分	本人の番号確認	代理人の身元確認	代理権の確認
ア	次のいずれか1つ ●本人の個人番号カードの写し(両面) ●通知カードの写し または個人番号記載の住民票の写し	代理人の個人番号カード、または官公署発行で顔写真のある書類(1つ) ●運転免許証 ●パスポート など	次のいずれか1つ ●委任状(原本) ●戸籍謄本(法定代理人の場合) ●税務代理権限証明書
イ	または個人番号記載の住民票の写し	官公署発行で顔写真のない書類(2つ) ●公的医療保険の被保険者証 ●年金手帳 ●顔写真のない学生証・社員証・資格証明書など ●母子健康手帳 ●納税通知書 ●国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書 など	または個人番号カード、保険証などの本人しか持ち得ない書類

平成29年1月からセルフメディケーション税制が始まります

健康の維持増進と疾病の予防のため、特定健康診査や予防接種などの一定の取り組みを行う人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに「スイッチOTC医薬品」を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けられます。

※要指導医薬品と一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。対象となるOTC医薬品(約1,500品目)は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

厚生労働省 スイッチOTC 検索
 税務課 ☎(88)9124



収入金額などを証明するものは、源泉徴収票など。営業収入、農業収入、不動産収入などがある人は、収支内訳書、各種帳簿類、収入伝票、領収書など
 ●各種控除の適用を証明するもの
 ●平成28年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料などの領収書や控除証明書 ●生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書 ●医療費控除の適用には、平成28年中に支払った医療費の領収書 ●障害者控除の適用には、障害者手帳、戦傷病者手帳など(障害者認定を受けた人や障害者手帳を申請中の人は、それを証明できるもの)
 ●その他の書類など ●案内通知書 ●金融機関などの預金通帳 ●印章(通帳印) ●個人番号カードまたは通知カード ●運転免許証など身元確認ができるもの
 ※本人、代理人が申告するときの本人確認、身元確認の内

事業主の皆さんへ 個人番号と法人番号の記載を忘れずに

給与支払報告書には、受給者の個人番号と支払者の法人番号(個人事業主は個人番号)を、必ず記載してください。

個人事業主の個人番号が記載されている書類を提出する際は、個人事業主の本人確認(番号と身元の確認)が必要です。郵送で提出するときは、該当書類の写しを添付してください(上の表を参照)。

税務課 ☎(88)9124

須賀川税務署 ☎(75)2194

確定申告 国税庁 検索

須賀川税務署では、次の日程で、所得税などの確定申告書作成会場を開設します。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)
 ※土・日曜日は除く。

時間 午前9時～午後4時

会場 産業会館

※会場開設前と期間中、須賀川税務署には設置しません。

その他 確定申告書の提出の際は、個人番号カードまたは通知カードと、身元確認書類(運転免許証など)の提示か写しの添付が必要です。

国税庁ホームページでも確定申告書の作成ができますので、ご利用ください。